

岡山県公報		目次	発行 岡山県	
○ 平成二十八年度における保安林内の立木伐採を皆伐によりことができる面積の限度の公表	治山課	担当課（室）		
○ 平成二十八年度後期技能検定試験の実施	労働雇用政策課			
目次				
担当課（室）				

◎岡山県告示第四百七十五号

平成二十八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁並びに各市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

平成二十八年九月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

〔三七三〕 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により、平成二十八年度後期技能検定試験を次のとおり実施する。

平成二十八年九月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 実施する検定職種及びその等級

1 特級

職	種
鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造	

2 一級及び二級

職	種	作	業
さく井 鍛造 金型製作 工場板金 ロープ加工 機械検査 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て	ロータリー式さく井工事作業 ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業 プレス金型製作作業 機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業 ロープ加工作業 機械検査作業 シーケンス制御作業 集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業 プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業 自動販売機調整作業 空気圧装置組立て作業		

油圧装置調整	縫製機械整備	農業機械整備	冷凍空気調和機器施工	婦人子供服製造	和裁	製本	プラスチック成形	強化プラスチック成形	石材施工	パン製造	菓子製造	酒造	建築大工	かわらぶき	配管	厨房設備施工	型枠施工	鉄筋施工	コンクリート圧送施工	防水施工		カーテンウォール施工	自動ドア施工	ガラス施工	機械・プラント製図	電気製図	金属材料試験	塗装
油圧装置調整作業	縫製機械整備作業	農業機械整備作業	冷凍空気調和機器施工作業	婦人子供既製服縫製作業	和服製作作業	製本作業	射出成形作業	エポキシ樹脂積層防食作業	石材加工作業	パン製造作業	洋菓子製造作業、和菓子製造作業	清酒製造作業	大工工事作業	かわらぶき作業	建築配管作業、プラント配管作業	厨房設備施工作業	型枠工事作業	鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業	コンクリート圧送工事作業	アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業	金属製カーテンウォール工事作業	自動ドア施工作業	ガラス工事作業	機械製図手書き作業、機械製図C A D作業	配電盤・制御盤製図作業	機械試験作業、組織試験作業	鋼橋塗装作業	

平成 2 8 年 9 月 1 日 岡山県公報 号外

義肢・装具製作 舞台機構調整	義肢製作作業、装具製作作業 音響機構調整作業
-------------------	---------------------------

職 種	作 業
電子回路接続 樹脂接着剤注入施工 バルコニー施工	電子回路接続作業 樹脂接着剤注入工事作業 金属製バルコニー工事作業

4 三級

職 種	作 業
造園 機械加工 機械検査 電子機器組立て 電気機器組立て プリント配線板製造 冷凍空気調和機器施工 和裁 家具製作 プラスチック成形 建築大工 配管 鉄筋施工 機械・プラント製図 電気製図	造園工事作業 普通旋盤作業 機械検査作業 電子機器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業、シーケンス制御作業 プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業 冷凍空気調和機器施工作業 和服製作作業 家具手加工作業 射出成形作業 大工工事作業 建築配管作業 鉄筋組立て作業 機械製図手書き作業、機械製図 C A D 作業 配電盤・制御盤製図作業

写真

肖像写真デジタル作業

二 手数料、実施期日、実施場所等

1 実技試験

(1) 手数料

イ 特級 一七、九〇〇円

ロ 一級、二級、三級（在校生を除く。）及び単一等級

職 種 名	手 数 料	
	特定高校生	そ の 他
造園、さく井、鍛造、機械加工、金型製作、工場板金、ロープ加工、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、家具製作、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、菓子製造、酒造、建築大工、かわらぶき、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、金属材料試験、塗装、義肢・装具製作、舞台機構調整、写真	九、〇〇〇円	一七、九〇〇円
機械検査、婦人子供服製造	七、五〇〇円	一四、九〇〇円
和裁、機械・プラント製図、電気製図	六、六〇〇円	一三、一〇〇円

ハ 三級（在校生に限る。）

職 種 名	手 数 料	
	特定高校生	そ の 他
造園、機械加工、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、家具製作、プラスチック成形、建築大工、配管、鉄筋施工、写真	六、〇〇〇円	一一、九〇〇円
機械検査	五、〇〇〇円	九、九〇〇円
和裁、機械・プラント製図、電気製図	四、四〇〇円	八、七〇〇円

ニ 手数料の免除について

高等学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく高等学校をいう。以下同じ。）の生徒（岡山県外に設置されている高等学校に在学する場合にあつては、岡山県内に住所を有する者に限る。以下同じ。）が次のいずれかに該当するときは、当該生徒に係る実技試験手数料を免除する。

（イ）生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による保護を受けている世帯（保護を停止されている世帯を含む。）に属する者であるとき。

（ロ）当該生徒と同一の世帯に属する者であつて、主として当該生徒の生計を維持している者（定時制課程に在籍している生徒のうち勤労している生徒にあつては、当該生徒）が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により市町村民税を納付していないとき又は市町村民税の均等割のみを納付しているとき。

（ハ）当該生徒と同一の世帯に属し、主として当該生徒の生計を維持している者が死亡し、又は精神若しくは身体の障害、災害その他の事由により生活に困窮し、かつ、その者の他に学資を負担する者がないと認められるとき。

平成28年9月1日 岡山県公報 号外

ロ 一級及び二級		(2) 実施期日 平成二十八年十二月一日（木曜日）から平成二十九年二月十二日（日曜日）までの間において、別途岡山県職業能力開発協会（三2を除き、以下「協会」という。）が指定する日に行う。 (3) 実施場所 別途協会から受検者に通知する。 (4) 問題の公表 平成二十八年十一月二十四日（木曜日）に、協会の事務所に掲示して行う。ただし、一部の職種については、公表しない。 2 学科試験 (1) 手数料 三、一〇〇円 (2) 実施期日 検定職種ごとに次のとおり行う。 イ 特級	
職 種 名	職 種 名	実 施 期 日	実 施 期 日
	鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空圧圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造		平成二十九年一月二十九日（日曜日）

二 三 級

電子回路接続、樹脂接着剤注入施工	平成二十九年二月五日（日曜日）
バルコニー施工	平成二十九年一月二十九日（日曜日）
職 種 名	実 施 期 日

ハ 単 一 等 級 製作 動ドア施工、電気製図、塗装、義肢・装具 き、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、自 備、和裁、菓子製造、建築大工、かわらぶ 線板製造、空気圧装置組立て、縫製機械整 造、半導体製品製造、プリント配 舞台機構調整	平成二十九年二月五日（日曜日）
製作	平成二十九年二月一日（水曜日）
工、機械・プリント製図 設備施工、防水施工、カーテンウォール施 工、機械・プリント製図 ク成形、石材施工、パン製造、酒造、厨房 空気調和機器施工、製本、強化プラスチック 調整、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍 さく井、金型製作、工場板金、自動販売機	平成二十九年一月二十九日（日曜日）
金属材料試験 鍛造、機械検査、電気機器組立て、婦人子 供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工、 金属材料試験	平成二十九年一月二十二日（日曜日）

平成28年9月1日 岡山県公報 号外

職 種 名	実 施 期 日
電気機器組立て、配管	平成二十九年一月二十二日（日曜日）
造園、冷凍空調和機器施工、家具製作、機械・プラント製図	平成二十九年一月二十九日（日曜日）
機械加工、機械検査、電子機器組立て、プリント配線板製造、和裁、プラスチック成形、建築大工、鉄筋施工、電気製図、写真	平成二十九年二月五日（日曜日）

(3) 実施場所

別途協会から受検者に通知する。

三 受検申請の手続

1 提出書類

(1) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

(2) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 提出先

岡山県職業能力開発協会

岡山市北区内山下二丁目三番一〇号（〒七〇〇一〇八二四）

3 受付期間

平成二十八年十月三日（月曜日）から同月十四日（金曜日）まで

4 受検申請に関する注意

(1) 申請書の用紙及び受検案内は、協会の事務所で交付する。なお、郵便による送付を希望する者は、封筒の表に「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用切手（九十二円分）を同封して協会へ請求すること。

(2) 申請書を郵便又は信書便による送付（以下「郵送等」という。）をする場合は、書留郵便又はこれに準ずるものとし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、郵送等による申請書は、3の受付期間内の消印又は通信日

付印のあるものに限り受け付ける。

- (3) 特定高校生に係る実技試験手数料の適用又は高等学校の生徒に係る実技試験手数料の免除を受けようとする場合は、申請書を在学中の高等学校を経由して提出すること。

四 手数料の納付

手数料は、申請書の提出時に納付すること。なお、実技試験又は学科試験を免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

五 合格発表

合格者については、受検番号を平成二十九年三月十日（金曜日）に協会の事務所に掲示し、岡山県産業労働部労働雇用政策課のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/47/>）に登載するとともに、協会が書面で直接本人に通知する。

六 その他

不明な点は、岡山県産業労働部労働雇用政策課（電話〇八六（二二六）七三八七）又は協会（電話〇八六（二二五）一五四七）に問い合わせること。